

市民生活に広く影響を与える生活保護基準の引き下げに反対する会長声明

政府は、平成24年8月17日、「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定し、平成25年度予算編成において、財政事情を理由に、生活保護基準の引き下げに向けた動きをとることは必至である。

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であって、我が国における生存権保障の水準を決する極めて重要な基準である。

生活保護基準の引き下げは、生活保護制度の利用者の生活水準を低下させることとなる。生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権を具体化した「最後のセーフティネット」というべき制度であり、人の尊厳、生命に直結する。財政を理由に安易にその基準を引き下げるべきではない。

また、最低賃金が生活保護基準を下回るという、いわゆる逆転現象の解消は、最低賃金の引き上げにより行わなければならない。

さらに、生活保護基準は、地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、生活福祉資金の貸付対象基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動している。そのため、生活保護基準が下がれば、生活保護制度の利用者にとどまらず、市民生活に広く影響を与え、とりわけ困窮する低所得者の負担が増大することになる。

以上の理由により、当会は、生活保護基準の引き下げに強く反対する。

2012年（平成24年）11月7日

釧路弁護士会

会長 中島和典